

川西食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

(第232回) 議事録

1. 日時 令和5年2月17日（金） 14:00～14:42
2. 場所 食品安全委員会中会議室（赤坂パークビル22階）
（Web会議システムを利用）
3. 議事
 - (1) 遺伝子組換え食品等の安全性評価基準改正の検討について
 - (2) その他
4. 出席者
 - (専門委員)
中島座長、安達専門委員、岡田専門委員、小野道之専門委員、小野竜一専門委員、
近藤専門委員、佐々木専門委員、藤原専門委員、山川専門委員
 - (専門参考人)
児玉専門参考人、杉本専門参考人、手島専門参考人
 - (食品安全委員会)
山本委員長、川西委員、脇委員
 - (事務局)
鋤柄事務局長、中事務局次長、前間評価第二課長、井上評価情報分析官、
松原課長補佐、奥藤評価専門官、山口係長、今村技術参与、松田技術参与
5. 配布資料
 - 資料1-1 遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針（案）について
 - 資料1-2 遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針（案）
 - 資料1-3 遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針 目次 新旧比較表
 - 資料2-1 遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針（案）について
 - 資料2-2 遺伝子組換え添加物に関する食品健康影響評価指針に係る技術的文書（仮称）について

6. 議事内容

○中島座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第232回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月9日食品安全委員会決定の「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」に基づきまして、Web会議システムを利用して参加いただく形で行います。

本日、所用により、樋口専門委員は御欠席です。

また、専門参考人として、千葉大学大学院園芸学研究院の児玉浩明教授、国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部の杉本直樹部長、岡山理科大学獣医学部食品衛生講座の手島玲子教授に御出席いただいております。

また、本会合は原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただく開催することといたします。

本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいてWebexの画面をビデオキャプチャーしたものを動画配信しております。

まず、委員の再任があったと聞きますので、事務局からお願いいたします。

○松原課長補佐 本年1月に食品安全委員会の委員の改選がございましたので、御報告いたします。

山本委員につきましては、本年1月6日で3年間の任期が満了し、翌1月7日付で委員に再任されております。また、1月10日の食品安全委員会において、委員長には山本委員、委員長代理には浅野委員、川西委員、脇委員が選出されました。

委員長の山本より御挨拶を申し上げます。よろしくお願いたします。

○山本委員長 皆様、こんにちは。引き続き委員長を務めることになりました、山本茂貴です。

再任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

食品安全委員会は、リスク評価機関として独立性と中立性を確保しつつ、科学的知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げており、より科学的に妥当性の高い食品健康影響評価の実現に向けて取り組んでおります。

遺伝子組換え食品等専門調査会では、遺伝子組換え技術を応用して開発された食品や添加物、飼料、飼料添加物について調査審議を行っていただいております。リスク管理機関からの評価依頼に基づいた品目の調査審議だけでなく、現在、評価指針の改正の検討を行っていただいております。

専門委員及び専門参考人の先生方におかれましては、それぞれの御専門の科学的知見や経験をもってお力添えくださいますよう、お願いいたします。

食品安全委員会は、本年7月、創設から20年の節目を迎えます。最新の科学的知見に基づき、食品健康影響評価を着実に実施するとともに、関係省庁とも協力して、食品健康影響評価の結果や食品安全に関する最新の科学的な情報を分かりやすく情報発信するなど、関

係する皆様と連携し、リスクコミュニケーションのさらなる充実、強化に取り組んでいきたいと思えます。

それでは、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○中島座長 ありがとうございます。本調査会としてもよろしくお願ひいたしたいと思えます。

それでは、早速、本日の議題でございますが、「遺伝子組換え食品等の安全性評価基準改正の検討について」です。

では、配付資料の確認を事務局からお願ひいたします。

○松原課長補佐 配付資料を確認いたします。

本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿に加えて、議事次第の「4.配布資料」のとおり、資料1-1から資料2-2までございます。

不足等はございませんでしょうか。

以上でございます。

○中島座長 それでは、事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づいて、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について、報告をお願ひいたします。

○松原課長補佐 事務局におきまして、専門委員の皆様にお願ひいただきました確認書を確認したところ、本日の議事に関して、平成15年10月2日付委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○中島座長 ありがとうございます。

既に御提出いただいております確認書につきまして、その後相違等はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の審議に入らせていただきたいと思えます。

本日は、遺伝子組換え食品（種子植物）の評価指針（案）及び遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の評価指針（案）について検討を進めたいと思えます。

まず初めに、遺伝子組換え食品（種子植物）の評価指針案について議論していききたいと思えます。

昨年12月19日に開催した第231回専門調査会では、近藤専門委員から次世代シークエンスについて説明を受けるとともに、評価基準の改正方針について議論いたしました。

前回の調査会での議論や、その後、各委員の先生方から寄せられました御意見を基に、起草委員の皆様のご意見を踏まえまして作成した改正案を本日用意してあると聞いておりますので、それについて御検討いただきたいと考えております。

では、事務局から説明をお願ひいたします。

○松原課長補佐 それでは、説明させていただきます。

資料は、資料1-1、1-2、1-3に基づきまして説明をいたします。

資料1-1につきましては、遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針（案）の概要についてでございます。

資料1-2につきましては、具体的な遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価指針の案となっております。こちら、現行の基準から見え消しの形で作成しているものでございます。また、本文中に幾つか四角の枠で囲ったところがございます。こちらにつきましては、先生方からいただいた意見や事務局の対応等を書かせていただいているところでございます。

また、資料1-3につきましては、現行の基準と新しい指針案で項目がどのように移っているかといったところを示した表でございます。

それでは、順番に説明をさせていただきます。

資料1-1でございます。

目的でございますが、こちら、昨年の10月から、調査会からとしておりますが、目的は同じく変わらず、これまで20年間にわたり蓄積された食品健康影響評価の結果や現時点の科学的知見・技術並びに国際基準との整合性を踏まえつつ、国際的な動向や新たな科学技術への対応を念頭に、新たに評価指針として改正案を取りまとめることを目的としているといったものでございます。

改正方針につきましては、安全性評価の基本的な考え方は、国際整合性の観点からも変更の必要はないと考えているところでございますが、現行の評価基準の記載内容について、用語の定義やその整理、重複項目の整理、新たな解析技術への対応等のアップデートが必要な箇所について検討をまとめることとするといったものでございます。

主な改正事項でございます。

まず、(1) 名称変更でございますが、こちらにつきましては、現在「評価基準」としていただいておりますが、他の評価指針との整合性を考慮し、改正案につきましては「食品健康影響評価指針」と名称を改めたいと考えているところでございます。

次のページに参りまして、用語及び定義でございます。新評価指針で用いる要望につきましては、食品の安全性に関する用語集に参照することとし、新たな用語集に掲載すべき用語及び用語集を修正すべき用語はないか検討するとしております。参考として、現在、用語集に入っているものについてはこのとおりでございます。

また、今回、1つ上の段落に戻りますが、新たに示す必要がある用語として「既存品種」という言葉を置いております。こちらにつきましては、現在、植物、微生物においてもですが、「宿主」という言葉を使っているところなのですが、植物については品種ということで「既存品種」と名称を変えたいと考えているところでございます。

また、同様に今まで「発現ベクター」という言葉を使っておりましたが、こちらは導入するために構築されているものということで「コンストラクト」という名称に変更したい

ということも考えているところでございます。

続きまして、(3) 食品健康影響評価の原則と基本的なアップデートでございまして、対応しているところにつきましては、その右に矢印がありますが、第1章の第3と第4、具体的には5ページ目の145行目からでございます。

また、科学技術の進歩を踏まえて、現状に合わない記載を削除し、また、重複している事項を整理する。また、新たな考え方というものを導入しようということで、145行目にあるように、Weight of Evidenceの考え方も考慮するといったところも追加していこうと考えているところでございます。

続きまして、(4) 重複項目の整理でございまして、こちら、かなり箇所がたくさんございますので、はしょらせていただきますが、第2章の第2の(1)のほかでございます。

また、資料1-3の目次対比表を見ていただければと思いますが、項目で幾つか重複しているところがございますので、そういったところは1つにまとめているところでございます。

例えばですが、資料1-3の第2章の第1の1の(1) 宿主の種名でございまして、こちらにつきましては、3、資料1-3の1ページ目の真ん中より少し下でございます。第2章、第3の宿主に関する事項の1 分類学上の位置付け(学名、品種名及び系統名等)に関する事項でございまして、こちらは重複しているということで、表の右側でございまして、第2章の第2の1 既存品種の分類学上の位置付け(学名、品種名及び系統名等)に関する事項のところにとまとめるという感じで、重複している事項は1つにとまとめるという対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、並び方につきましても整理を行いまして、(整理の際の基本的な考え方)でございまして、複数の項目で記載のあった、宿主、これは既存品種のほうに残すのですが、関する事項を、失礼いたしました。ここは修正が漏れておりました。第2章の第2に集約するという事として考えております。

また、それ以降、新評価指針といたしましては、原則としてベクター、挿入DNAまたは遺伝子、構築された発現ベクター、組換え体の作出、組換え体の遺伝子産物の流れで関係する項目を集約するように整理をさせていただいているところでございます。

続きまして、(5) アレルゲンの評価のアップデートでございまして、具体的な場所につきましては、第2章の第5の4の(5)、ページでは28ページの645行目にございます。

こちらにつきまして、アレルゲンの試験といたしましては、IgE結合能を確認する試験を行うといった項目でございまして、こちらに好塩基球活性化試験を加えるなど、海外当局のガイドライン等を参考に更新を検討するとしたものでございます。

資料1-1、3ページ目に参りまして、(6) 新たな科学的技術への対応でございまして、具体的な場所は、資料1-2については第2章の第5の1の(3)から(5)に該当いたします。ページ数は22ページからでございます。

こちら、各個別品目の評価において、現在、次世代シーケンスを活用したデータの提

出事例が多くなってきているところがございますことから、従来のサザンブロットィング、ウエスタンブロットィングに加えて、シークエンス解析を指針の中に明示をするとして対応させていただくところがございます。

また、これまでの評価事例や海外当局のガイドライン等も参考に、データの信頼性に関する事項等の検討を行うということで、検討項目につきましては、①コピー数と外骨格領域の有無、②挿入DNAの完全性に関するところ、③として近傍配列の確認、④として宿主の遺伝子配列に変化が生じる可能性等、検討項目を考えているところがございます。

また、(7)に行きまして、国際基準との整合性といたしまして、資料1-2の内容では第2章の第5の6の(2)、ページといたしましては30ページの685行目でございます。

これまでの食品安全委員会における評価事例やCodexガイドラインのAnnex2を踏まえまして、栄養改変等を目的としている場合における評価の考え方を明示するよう検討したい、それを盛り込みたいといったところがございます。検討項目といたしましては、意図した成分等以外については有意な差がないといったところ、意図した成分等については安全性に問題がないと判断できる合理的な理由を記載するといったことで対応を考えているところがございます。

続きまして、4つ目といたしまして、今後のスケジュールでございます。これらの改正の方針を踏まえまして、起草委員と我々事務局との間で新評価指針案を作成した後、失礼しました。もう年は明けておりますが、すみません。ここは修正漏れでございます。遺伝子組換え食品等専門調査会において具体的な評価指針案について審議を予定するというところで、本日、審議をお願いしたいといったところがございます。

また、第5、新たな育種技術への対応というところがございます。遺伝子組換え技術はさらにまだまだ発展しているところがございますので、今後、またそれに合わせて評価についても見直しを行っていく必要が出てくるのかなといったところでも考えておかなければいけないということで、遺伝子組換え技術のほか、より精密なゲノム編集技術等、あとは植物の特性を改変する新たな育種技術(NPBT)の活用に関する研究も現在進められていると聞いております。また、ゲノム編集技術を応用して宿主植物の遺伝子配列を用いた育種に関する研究開発も進められていると聞いております。

今後、国際動向を注視しつつ、従来の育種技術、遺伝子組換え技術及びゲノム編集技術の規制並びに遺伝子組換え食品等の安全性審査の枠組みとの関係等について、調査・研究も活用しながら、リスク管理機関と連携して引き続き検討していくこととしたいと考えているところがございます。

遺伝子組換え食品(種子植物)に関する食品健康影響評価の指針(案)の概要につきましては以上でございます。

先生方、御意見をよろしくお願いたします。

○中島座長 ありがとうございます。

種子植物のほうにつきましては、少し先が見えてきたというか、全体像が見えてきたよ

うに感じております。先生方の、特に起草委員の先生方の御尽力に感謝いたします。

ただいまの説明につきまして先生方から御意見をいただきたいと思いますが、どなたかございますでしょうか。

事務的なことなのですが、これまでの評価基準になっていたものが評価指針と名称を変更、事務的にはこの名称変更は何か意味があるのでしょうか。

○松原課長補佐 名称を変更するということで、位置づけは特に変わりはなく、ほかの例えば添加物でございましたり、残留農薬でございましたり、そちらのほうは最近のものは全て指針となっているところがございますので、遺伝子組換えについても同じように「指針」と名称を改めさせていただくといったところがございます。

○中島座長 特に大きな意味はなくて、ほかの調査会等との整合性を取るためと考えてよろしいわけ。要するに、重みが変わるとか、指針だと拘束力がどうか、そういう違い、そういう意味ではないということではよろしいですか。

○松原課長補佐 そのとおりでございます。

○中島座長 ありがとうございます。

先生方、ほかにごございますでしょうか。特に今回は技術的文章を作成するというところで、細かいところ、このような条文はどのように解釈するかとか、その辺も分かりやすく記述されるようになるのと非常に使い勝手がよくなると思いますので、まだまだこの辺は詰めるのには少しかかるかと思いますが、特に起草委員の先生方を中心に御協力いただければと思います。

何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

川西先生、どうぞ。

○川西委員 担当委員の川西でございます。

指針改正についての議論はなかなか大変で、起草委員の先生を含めて、誠にありがとうございます。

資料1-2に関する質問ですがよろしいですか。117行目の6番目、「食品健康影響評価では」以下のこの項目の意図ですが、今まで行っている評価を考えたときに、どういう場合がここで言っているメッセージ（「新たに発言される物質の試験に際し、その物質の製法又は期限が異なるものの利用が必要となる場合」）に当てはまるのかなと思ったのですが、いかがですか。例えばこういうケースはこういう評価をしたよねと、具体的にこのメッセージが何を要求しているのか、私には正確に読み取れません。事例としてどういふときのケースのことを言っているのでしょうか。

○井上評価情報分析官 御質問ありがとうございます。事務局でございます。

この記載に関してはCodexの基準にもあって、元からある記載ではあるのですが、例えば膜タンパク質みたいなもので、発現量が少なくてなかなか取れない場合に、大腸菌とかで発現させて、それを評価するみたいなことを想定した文章になるかと考えております。

以上です。

○川西委員 よく分かりました。技術的文章などで多少は補っておいたほうがきっと、これは何だっけという気が私はしたもので。ありがとうございます。

○中島座長 ありがとうございます。そういったことのために技術的文書というものを作ろうという話になったと思いますので、これはうまく運用できればいいなと思います。

先生方、ほかにございますでしょうか。

よろしいようですね。

それでは、いただいた御意見を踏まえまして、遺伝子組換え食品の種子植物の評価基準の作成作業を進めていきたいと思っております。結構膨大な作業になっているようなので、まだまだ大変かと思っておりますが、よろしく願いいたします。

続きまして、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準の改正方針について、事務局から説明をお願いいたします。

○松原課長補佐 説明させていただきます。

資料は2-1と2-2になります。

資料2-1につきましては、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針（案）の概要でございます。

また、資料2-2につきましては、その技術的文書（仮称）についての説明資料となっております。

まず、資料2-1から説明をさせていただきます。

今回、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針（案）につきましては、1 目的と2 改正方針については、先ほど説明させていただきました種子植物と同じ理由となっているところでございます。

続きまして、3の主な改正事項でございます。こちらにつきましても、種子植物と同じところについては説明を簡略にさせていただきたいと思っております。

まず1つ目、名称変更でございますが、こちらは先ほどの種子植物と同じく「評価指針」と改めるといったところでございます。

続きまして、(2)用語及び定義でございます。こちらにつきましても同様に扱わせていただくといったところでございます。

続きまして、(3)食品健康影響評価の原則と基本的な考え方のアップデートでございます。

添加物につきましては、低分子（非タンパク性）の添加物であったり、高度精製の添加物であったり、高分子（酵素）添加物など、多岐に種類がわたっているところでございます。その食品添加物の用途によって、食品中に残存するものもあれば、最終的には除去されるといったものもございまして、食品健康影響評価において重点を置くべき点というのはそれぞれ異なってくるところでございます。

つきましては、旧評価基準で示された評価の原則を基本としつつ、これまでの評価実績を踏まえ、宿主の安全性、導入遺伝子の代謝系への影響など重点評価項目に関して、また

Weight of Evidenceに基づく段階的なアプローチを導入するといったところを検討したいと考えているところでございます。

続きまして、(4) 重複項目の整理及び記載箇所の見直しでございます。こちらも種子植物と同じく、微生物を利用して作られる添加物においても重複項目というのが幾つかございましたので、そちらの整理を行っていくといったところでございます。

また、種子植物で準備させていただきました資料1-3のように、重複項目を整理しているうちに抜けが発生しないようなところも留意しながら新評価指針の構成を検討したいと考えているところでございます。

整理の際の基本的な考え方は、その下に書いているとおり、複数の項目で記載のあった宿主に関する事項については1か所に集約するといったこと、塩基数、塩基配列等と制限酵素に関する切断地図に関する事項は、構築された発現ベクターに関する事項に集約するといったこと、遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準を別途作成しているところではございますが、そちらを参考に組換え体に関する事項や遺伝子産物の組換え体内における発現量に関する事項、遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の安全性に関する事項、遺伝子産物（タンパク質）のアレルギー誘発性に関する事項等をまとめて記載するといった整理をしたいと考えているところでございます。

続きまして、(5) アレルゲンの評価のアップデートでございます。こちらも種子植物と同様に好塩基球活性化試験を加えるといった検討をしたいと考えております。

続きまして、(6) 新たな解析技術への対応でございますが、こちらも同様でございます。微生物を利用した添加物につきましても、次世代シーケンスを活用したデータが出てきているといったところから、同様に海外のガイドラインも参考に検討を行っていきたいと考えております。

ここまで大体種子植物と同じようなものということでございます。

続きまして、4番目でございます。アミノ酸等の高度精製品の安全性評価の考え方のアップデートでございます。こちらにつきましましては、最終産物として非タンパク質性であり、遺伝子組換えの微生物が除去されていて、目的の添加物が高度に生成されたものについては、遺伝子組換えから作られた添加物の安全性評価基準の附則として、平成17年4月に定めている附則をもって評価を行っているところでございます。

こちらにつきましまして、評価方法といたしましては、高度に精製されたものであるという特性から、その精製度が添加物の規格基準に定められておりますが、それと比較して同等かそれ以上であること。また、非有効成分が非組換えの添加物と比較して問題となる量まで増えていないこと、また、有害性が認められる新たな有害成分がないことを確認して、それをもって評価をしているといったところでございます。その考え方を踏まえまして、また、宿主の安全性や導入遺伝子の代謝系への影響なども考えながら、非有効成分についての安全性評価の考え方というものにつきましまして、これから検討していきたいと考えているところでございます。つきまして、この4の高度精製品の考え方についてアップデートし

ていきたいと考えているところでございます。

また、5番目、セルフクローニング及びナチュラルオカレンスの考え方についてでございます。セルフクローニング及びナチュラルオカレンスにつきましては、現在、天然、自然でも起こり得る遺伝子の変異と同じ変異のものにつきましては、自然界でも起こり得るといったところから、遺伝子組換えの評価基準では考えないとしているといったところでございますが、こちらにつきまして、さらに考え方について検討していき、アップデートしていきたいと考えているところでございます。

この4番と5番につきましては今回微生物に特有のことで、微生物から作られる添加物に特有のことといったところで、こちらについて起草委員の先生方に御議論をいただきたいと考えているところでございます。

6番、今後のスケジュールにつきましては、こちらの方針を踏まえまして、起草委員の先生方と事務局の間で新評価指針案と技術的文章を作成した後、本調査会において審議を予定していると考えているところでございます。

まず、資料2-1につきましては以上でございます。

○中島座長 ありがとうございます。

微生物を用いているほうは、種子植物と共通してアレルギーに対する扱い、次世代シーケンサーのデータの扱い、重複項目の整理、技術的文書、この辺は順調に道筋がついております。

微生物独特の状況となりますと、最終製品に酵素が残存する場合としない場合とをどうするか。それから、高度精製品の非有効成分の扱いについてどうするか。セルフナチュラルについてどのように、この辺の考え方のアップデートなど、実は非常に重要な問題がまだ残っておりまして、植物に比べるとまだまだ議論をしなくてはいけないところがあって、先は大変かなという状況と認識しております。微生物のほうの起草委員の先生方、まだまだ御面倒をおかけすることになるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまの説明につきまして、先生方から御意見をいただきたいと思ひます。どなたかございませうでしょうか。

よろしいでしょうか。実際に議論を始めてみると、これは意外に大変だということが分かってきまして、本当は今日あたりにファイナルの案が示せればよかったですけれども、少しかかりそうでございます。起草委員の先生方、もう少しお付き合ひいただければと思ひます。

先生方、よろしいでしょうか。

川西先生、どうぞよろしくお願ひします。

○川西委員 担当委員の川西でございます。

実は私、評価が終わると、本委員会ですべてを報告したり、リスクコミュニケーションを担当委員として担当するということがございまして、実は遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価書における結論は、従来他の分野の評価書と比べて極めてシンプルになっている

のですけれども、少し「こういうことを評価しました」という具体的内容を書き加えたほうがいいのではないかという意見も本委員会の準備段階では出たりします。では、どういふことを書くべきかということを検討する中で、例えば「アミノ酸等の高度精製の安全性評価の考え方に基づく評価」の場合、今まで健康影響評価の報告書の結果のところには、1つ目は「従来の添加物の規格基準を満足していること」、2つ目は「有効成分が既存の添加物より同等以上だということ」、それから、3つ目は「非有効成分に関わるところで新規の非有効成分を含有せず、既存の非有効成分は、既存の添加物と比較したときに同等以下である」、ということが通例書かれています。そのときに、今、資料2-1の3ページ目で4のアミノ酸等の高度精製の安全性評価の考え方のアップデートというところの4行目に「これまでの評価実績も踏まえ、宿主の安全性、導入遺伝子の代謝系への影響等を考慮しつつ」というようなことが書いてありますから、この点に関して評価した内容を本来は入れておくのかなと考えます。ただ、今の「安全性評価の考え方」ではその辺が有効成分と非有効成分の評価のみになっています。ですので、こういうケースには何を評価するのかというのをもう一回考え方を再整理したほうがいいのではないかと思います。それに伴って、指針改訂をすれば、評価書の記載内容についてももう少し内容を追加するという議論にもなるのではないかと思います。また、今の「考え方」は附則になっていますけれども、これは本則のほうにも一つの章として入れてしまうというのが妥当なのか、また独立させておくのが妥当なのかを含めて議論したりする必要があるかなと私は担当委員として感じております。座長がおっしゃったように、議論していると袋小路にはまったりすることもあるので、起草委員の先生方を中心に、まずその辺をもう少し議論にさせていただければと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

以上です。

○中島座長 ありがとうございます。

先生方は食品の安全性についての専門家でありますから、こういうものだったら食べても大丈夫とか、こういうものが混ざり得ると危険とか、そういうことはお分かりかと思いますが、実は行政としてはその結果を分かりやすく説明するという大きな責任を負っております。最終的な指針としては、そういった事情も踏まえた上で、できる限りシンプルで誤解の余地のないように、かつきっちり説明できるような形でまとめる必要がございますので、それがあって苦勞しているというのもあるのですけれども、現状ではそんなこんな考えると、まだまだ議論しなくてはいけないことはたくさん残っているかなと私は感じております。

先生方、これでぜひ意見を申し上げておきたいとか、ここでぜひ言っておきたいとか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、微生物のほうの起草委員の先生方、種子植物のほうよりももうしばらく大変かとは思いますが、お付き合いいただければと思います。

では、いただいた御意見等を踏まえまして、まずは起草委員を中心に遺伝子組換え微生物

物を利用して製造された添加物の評価基準の改正案及び技術的文書案の作成作業を粛々と進めていきたいと思えます。

議題（1）についてはこれで終わりたいと思えますが、議題（2）その他ですが、事務局からごぞいますでしょうか。

○松原課長補佐 特にごぞいません。

○中島座長 ありがとうごぞいます。

それでは、これもちまして第232「回遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうごぞいました。